

第2回定例会（会議録）

| | |
|---------|--|
| 開 催 日 | 令和3年2月25日（木） |
| 開 催 場 所 | 美和総合福祉センターすみれの里 2階 集会室 |
| 開 催 時 間 | 午後2時00分～午後5時58分 |
| 出 席 委 員 | 堀江徹二郎、小笠原英司、南谷恵美子、佐藤明美、溝口正己 |
| 欠 席 委 員 | なし |
| 出 席 者 | 教育長始め事務局職員9名 |
| 傍 聴 人 | 0人 |
| 議 事 日 程 | <p>日程第1 教育長開会のあいさつ</p> <p>日程第2 前回会議録の承認</p> <p>日程第3 教育長の経過報告</p> <p>日程第4</p> <p>議案第3号 後援申請について</p> <p>議案第4号 あま市学校給食センター物資選定委員会要綱の制定について</p> <p>議案第5号 あま市学校給食センター物資選定委員会規則の廃止について</p> <p>議案第6号 あま市小中学校あり方検討委員会要綱の制定について</p> <p>議案第7号 あま市小中学校適正規模等検討委員会要綱の廃止について</p> <p>議案第8号 あま市小中学校適正規模等に向けた検討委員会要綱の廃止について</p> <p>議案第9号 七宝北中学校通学制度連絡調整会取扱規定の廃止について</p> <p>議案第10号 就学援助費の受給審査について（非公開）</p> <p>議案第11号 適応指導教室の入室について（非公開）</p> <p>議案第12号 令和3年度教職員人事異動内示（仮）について（非公開）</p> <p>日程第5 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小中学校適正規模等見直し検討事業について <ul style="list-style-type: none"> 甚目寺東小学校・正則小学校地区委員会（学校間交流）報告書について 七宝北中学校通学制度連絡調整会について 小中学校適正規模等見直し事業における各地区委員会の総括と今後について ・あま市給食における食物アレルギー対応の基本方針及びマニュアルの改正について ・3月議会（新年度予算）について ・区域外就学申請について（非公開） ・通級児童生徒の入退級願について（非公開） ・公文書公開請求について（非公開） ・あま市内教職員人事案件について（非公開） ・生徒指導（令和2年度1月）について（非公開） |

| 発 言 者 | 議事の概要 |
|---------------------|---|
| | 【開会時刻：午後2時00分】 |
| 教 育 長 | (開会宣言) (あいさつ) 前回の議事録を承認願います。 |
| 委 員 全 員 | (議事録に署名・押印) |
| 教 育 長 | 教育長の経過を報告する。 (令和3年1月19日～令和3年2月25日の経過を報告) |
| 教 育 長 | (質疑等を許可) |
| 委 員 | 中学校の卒業式に保護者が出席できないと聞いたが、そうか。 |
| 教 育 長 | 生徒一人につき保護者一人までの出席に制限させていただいた。 |
| 委 員 | 年度末に行う総合教育会議は火急の議題がなければ見合わせてはどうか。 |
| 教 育 長 | 市長部局とも調整してご連絡する。 |
| 教 育 長 | 日程4、議案第3号「後援申請について」 |
| 学 校 教 育 課 長 | 「小学生仕事読本『お仕事ノート』」(株式会社ケイ・クリエイト) あま市の他に津島市に後援申請がされており、審議を経て許可される見通し。 |
| 教 育 長 | (質疑等を許可) |
| 委 員 | 13社の企業を掲載するとあるが、応募する企業のめどはあるのか。スケジュールを見ると、募集はこれからであるようだが、後援されてから募集では、順番が逆であると思う。また、営利に繋がる要素も見受けられる。 |
| 委 員 | 他市町村では実際に授業等で活用されているのか。活用されず、配布して終わりになってはいないか。 |
| 委 員 | 掲載料金20万円は、企業にとって高額な負担である。地元企業の紹介なら、ICT化を活かしてインターネットで見られるようにするなどコストを下げた掲載することもできるのではないか。 |
| 学 校 教 育 課 長 | 応募企業はこれから募集するものと見られる。他市町村の活用程度は把握していない。 |
| 委 員 | 現行のキャリア教育でカバーできていると思う。 |
| 教 育 長 | 認否はいかがか。 |
| 委 員 全 員 | 否認 |
| 教 育 長 | 議案第4号「あま市学校給食センター物資選定委員会要綱の制定について」 |
| 学 校 給 食 セ ン タ ー 課 長 | 制定の趣旨と内容は、あま市が学校給食及び保育園給食における給食用物資を購入するにあたり、学校及び保育園の関係者から広く意見を聴取するため、あま市学校給食センター物資選定委員会を設置するものである。公布の日から施行する。 |
| 教 育 長 | (質疑等を許可) |
| 委 員 | 現行のあま市学校給食センター物資選定委員会規則で委員として構成されているPTAが、この要綱の第4条では除かれている理由は何か。 |
| 学 校 給 食 セ ン タ ー 課 長 | 教職員の働き方改革やPTA役員の負担を軽減してほしいとの意見・要望があった。PTAからご意見をいただく機会としては、学校での給食試食会や学校給食センターの施設見学及び試食の制度を整備したので、それ |

| | |
|------------|------------------------------------|
| | らを利用していただきたい。物資選定委員会の委員構成についての説明は、 |
| | 学校給食センター運営委員会や校長会に対して行った。PTA連絡協議会 |
| | 長にも説明する予定である。 |
| 委員 | 委員構成が行政機関内部の者だけにならないようにするべきではないか。 |
| 学校給食センター課長 | 小中学校の校長や給食主任の代表が委員である。さらに、教育委員を構 |
| | 成員に加えさせていただきたい。 |
| 委員 | 第2条において、給食物資の選定に関する他のにも意見が述べられ |
| | ることになっているが、これは適切ではないのではないか。 |
| 学校給食センター課長 | 給食物資の選定に関することについて意見をいただくこととする。 |
| 教育長 | 認否はいかがか。 |
| 委員全員 | 一部修正して承認 |
| 教育長 | 議案第5号「あま市学校給食センター物資選定委員会規則の廃止につい |
| | て」 |
| 学校給食センター課長 | 廃止の趣旨と内容は、あま市学校給食センター物資選定委員会の設置及 |
| | び委員構成を見直し、新たな委員会として発足するため、この規則を廃止 |
| | するものである。公布の日から施行する。 |
| 教育長 | (質疑等を許可) |
| 委員全員 | (質疑なし) |
| 教育長 | 認否はいかがか。 |
| 委員全員 | 承認 |
| 教育長 | 議案第6から議案第9号を審議するにあたって、関連するその他事項を |
| | 先に報告する。 |
| 教育長 | 日程5、その他報告事項 |
| 教育長 | 「小中学校適正規模等見直し検討事業について」3件報告する。 |
| | 「甚目寺東小学校・正則小学校地区委員会(学校間交流)報告書につい |
| | て」「七宝北中学校通学制度連絡調整会について」「小中学校適正規模等 |
| | 見直し事業における各地区委員会の総括と今後について」 |
| 学校教育課長 | (資料を説明) |
| 教育長 | (質疑等を許可) |
| 委員全員 | (質疑なし) |
| 教育長 | 議案第6号「あま市小中学校あり方検討委員会要綱の制定について」 |
| 学校教育課長 | 制定の趣旨について。平成23年12月に「あま市立小中学校の適正配 |
| | 置及び規模の適正化に関する提言書」があま市立小中学校適正規模等検討 |
| | 委員会から教育委員会へ提言され、平成24年12月に教育委員会は基本 |
| | 的な方針を策定した。この提言書の提出から10年が経過しようとする間 |
| | に公共施設等総合管理計画などが策定され、環境は大きく変化した。現在 |
| | の提言書に基づいて実施されてきた地区委員会等を総括し、公共施設等総 |
| | 合管理計画など他の計画と整合性のとれた、今後の学校のあり方に関する |
| | 新たな基本方針を教育委員会が策定するため、外部有識者等が参加する附 |
| | 属機関に準じる機関として「あま市小中学校あり方検討委員会」を設置 |
| | し、広く意見を聴取するもの。内容は、委員会の所掌事務、組織、構成 |
| | 等。令和3年4月1日から施行する。 |
| 教育長 | (質疑等を許可) |
| 委員 | 市長や教育長の意向、都市計画を含めた市全体の計画の見通しが明確で |
| | なければ、学区割は議論できないのではないか。また、構成員として、 |

| | |
|------------|--|
| | 「区、町内会及び自治会の代表者」を規定しているが、地区代表者は1年ずつ交代する。この委員会の所掌事務も多い。まとまった提言が提出できるとは考えにくい。 |
| 委員 | 地区代表ではなく、広い意味の市民代表としての若者等の意見が聞けると良い。 |
| 教育長 | 公共施設等総合管理計画など他の計画と同時進行的に、小中学校のあり方に関する意見を徴取することを趣旨としている。提言を求めるものではない。 |
| 委員 | 第2条に所掌事務として、具体的な方針事項が列挙されているが、基本的方針について自由な意見を聴取するのであれば、細かい事項は規定しない方が良い。 |
| 教育長 | 継続審議として良いか。 |
| 委員全員 | 賛成 |
| 教育長 | 議案第7号「あま市小中学校適正規模等検討委員会要綱の廃止について」 |
| 学校教育課長 | 廃止の趣旨と内容は、あま市小中学校あり方検討委員会を新たな検討委員会として設置するため、役割を終えるあま市小中学校適正規模等検討委員会を廃止するものである。令和3年4月1日から施行する。 |
| 教育長 | (質疑等を許可) |
| 委員全員 | (質疑なし) |
| 教育長 | 認否はいかがか。 |
| 委員全員 | 承認 |
| 教育長 | 議案第8号「あま市小中学校適正規模等に向けた検討委員会要綱の廃止について」 |
| 学校教育課長 | 廃止の趣旨と内容は、あま市小中学校あり方検討委員会を新たな検討委員会として設置するため、役割を終えるあま市小中学校適正規模等に向けた検討委員会を廃止するものである。令和3年4月1日から施行する。 |
| 教育長 | (質疑等を許可) |
| 委員全員 | (質疑なし) |
| 教育長 | 認否はいかがか。 |
| 委員全員 | 承認 |
| 教育長 | 議案第9号「七宝北中学校通学制度連絡調整会取扱規定の廃止について」 |
| 学校教育課長 | 廃止の趣旨と内容は、令和2年度4月新入学生分から開始された七宝北中学校通学制度は2年間実施し、今後は継続的に実施する一般施策として位置づける。制度導入を目的とした連絡調整会はその役割を終えたため、廃止とするものである。令和3年4月1日から施行する。 |
| 教育長 | (質疑等を許可) |
| 委員全員 | (質疑なし) |
| 教育長 | 認否はいかがか。 |
| 委員全員 | 承認 |
| 教育長 | 日程5、その他報告事項 |
| | 「あま市給食における食物アレルギー対応の基本方針及びマニュアルの改正について」 |
| 学校給食センター課長 | 平成30年9月に「あま市給食における食物アレルギー対応の基本方針」を、平成元年7月に「あま市給食における食物アレルギー対応マニユ |

| | |
|---------|--|
| | アル」を作成し、あま市新学校給食センター供用開始以来対応してきた。食物アレルギー対応申請者数は年々増加している。給食におけるアレルギー対応は、公益財団法人日本学校保健会による「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」、保育所におけるアレルギー対応は、厚生労働省による「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」に準拠した対応を定めているが、これらが改正されたため、あま市の基本方針及びマニュアルを改正するものである。学校給食主任からの意見の反映、様式の修正もおこなう。令和3年4月から改定する。この改正については、令和3年2月に書面会議で開催したあま市給食における食物アレルギー対応検討委員会で委員から意見を徴取した。 |
| 教 育 長 | (質疑等を許可) |
| 委 員 全 員 | (質疑なし) |
| 教 育 長 | 「3月議会(新年度予算)について」 |
| 教 育 部 長 | (資料を説明) |
| 教 育 長 | (質疑等を許可) |
| 委 員 | 私立高等学校等授業料等補助金は、審査の方法と、執行率が下がる可能性があることに注意してほしい。令和2年度から、私立高校の学納金と奨学制度が変わり、授業料が実質無償化された。この制度を利用していれば、あま市の補助金の要件に該当する者はかなり減るのではないか。実質無償化制度を利用した補助を受けていればそれを差し引くべきであるし、受ける要件があるのに受けていなければそれをまず受けるよう促すべきである。補助対象者が減り、この予算が少なくなるのであれば、次年の予算は他の事業のために有効的に活用してほしい。 |
| 教 育 長 | ご指摘の事項に注意していく。 |
| 委 員 | 教育費全体として前年と比較して減額になったか。 |
| 教 育 部 長 | 経常経費、大型事業費とも減額になった。 |
| 委 員 | 施設整備事業で、設計監理委託料を計上している事業としていない事業があるのはどんな理由か。 |
| 教 育 部 長 | 設計監理を前年に行う場合や、工事請負費が複数の小規模工事の合計であって設計監理を要しない場合、または備品設置工事の場合などがある。 |
| 生涯学習課長 | 公民館の施設整備費については、今回の内容は職員による監理をすることとして査定を受けた。 |
| 委 員 | 図書館費の中に新規図書購入費が含まれていないのはなぜか。 |
| 生涯学習課長 | 主要施策の概要には掲載されていないが、指定管理費の中に図書購入費を含んでいる。 |
| 教 育 長 | 他はよろしいか。では公開部分を終了する。 |
| | 議案第10号から議案第12号、その他非公開案件に関しては秘密会とし、あま市教育委員会会議規則第16条第3項により会議録についても非公開とする。 |
| 【次回予定】 | ・令和3年3月24日(水) 午後2時 定例会 (美和総合福祉センターすみれの里 2階 集会室) 【閉会時刻：午後5時58分】 |